

新型コロナウイルス感染症の影響に係る 介護保険料の減免制度のご案内

【申請受付】
令和3年6月16日～

対象者 新型コロナウイルスの影響により①又は②に該当する被保険者

- ① 世帯の主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った被保険者
- ② 世帯の主たる生計維持者の収入減少が見込まれる被保険者

【②の要件】事業収入、給与収入、不動産収入、山林収入のうち、種類ごとに見た収入の
いずれかが、前年に比べて **10分の3以上減少**する見込みであること

年金収入
は対象外

※収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の合計所得が 400 万円を超える場合は対象外です。

対象となる保険料 令和3年4月1日～令和4年3月31日までの納期限の介護保険料

減免額の計算方法

- ① の場合 全額免除
- ② の場合 減免対象保険料 × 減免割合

生計維持者の 前年合計所得	減免割合(d)
200 万円以下	100%
200 万円超	80%

※廃業や失業の場合は前年所得にかかわらず、対象保険料の全額を免除

$$\text{被保険者の保険料額 (A)} \times \frac{\text{生計維持者の減少が見込まれる収入の前年所得 (B)}}{\text{生計維持者の前年合計所得 (C)}}$$

提出書類

共通の提出書類
<input type="checkbox"/> 長岡京市介護保険料減免申請書
対象者①死亡または重篤な傷病の場合
<input type="checkbox"/> 死亡診断書、診断書（1 カ月以上の治療を要した場合等）
対象者②収入減少が見込まれる場合
<input type="checkbox"/> 新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少申告書
<input type="checkbox"/> 収入減少の根拠資料の写し →令和3年1月以降の任意の1 カ月以上の収入が分かる書類の写し （例：給与明細書、収入と必要経費が確認できる帳簿、通帳、伝票など）
<事業等の廃止や失業に至った場合>
<input type="checkbox"/> 廃業等届出書、離職証明書 など